

平成24年8月2日
監査委員決定

平成24年行政監査実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成24年行政監査を以下のとおり実施する。
監査の実施に当たっては、対象となる事務について、効果的、効率的、経済的に行われているかという観点から検証する。

1 監査の対象

「土地及び建物の運用・管理について」

2 監査の目的

土地及び建物の運用・管理について、効率的な活用を中心に横断的に検証することを目的として、監査第一課、監査第二課、監査第三課が共同して、監査を行う。

3 監査項目及び観点

- (1) 行政目的に利用していない土地及び建物を有効に活用しているか
- (2) 経済的・効率的に土地及び建物を管理しているか

4 監査期間

平成24年9月18日（火）から平成25年1月31日（木）まで（講評を含む。）

5 監査対象局

総務局、財務局、主税局、生活文化局、スポーツ振興局、病院経営本部、都市整備局、環境局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、警視庁、東京消防庁、教育庁

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。

月	日	曜				
9	1	土				
	2	日				
	3	月				
	4	火				
	5	水				
	6	木				
	7	金				
	8	土				
	9	日				
	10	月				
	11	火				
	12	水				
	13	木				
	14	金				
	15	土				
	16	日				
	17	月				
	18	火	財務局	都市整備局	教育庁	
	19	水	財務局	都市整備局	教育庁	建設局
	20	木	財務局	都市整備局	教育庁	建設局
	21	金				
	22	土				
	23	日				
	24	月			教育庁	建設局
	25	火		都市整備局		
	26	水	環境局		教育庁	建設局
	27	木		都市整備局		スポーツ振興局
	28	金	環境局	産業労働局		スポーツ振興局
	29	土				
	30	日				

講 評	平成25年1月31日
-----	------------

平成24年9月

月	日	曜				
10	1	月	病院経営本部			
	2	火	病院経営本部	産業労働局	主税局	生活文化局
	3	水		産業労働局		
	4	木		東京消防庁	主税局	生活文化局
	5	金			中央卸売市場	
	6	土				
	7	日				
	8	月				
	9	火	港湾局	東京消防庁	中央卸売市場	建設局
	10	水	港湾局	東京消防庁	中央卸売市場	建設局
	11	木		都市整備局		
	12	金	港湾局	都市整備局		
	13	土				
	14	日				
	15	月	財務局		教育庁	警視庁
	16	火				
	17	水	財務局	都市整備局	教育庁	建設局
	18	木	財務局	都市整備局	教育庁	建設局
	19	金	財務局	都市整備局	教育庁	建設局
	20	土				
	21	日				
	22	月	財務局	都市整備局	教育庁	建設局
	23	火				
	24	水	環境局	産業労働局	総務局	生活文化局
	25	木	病院経営本部	産業労働局	主税局	スポーツ振興局
	26	金		東京消防庁	中央卸売市場	警視庁
	27	土				
	28	日				
	29	月	港湾局	東京消防庁	中央卸売市場	警視庁
	30	火	財務局など	総務局②	警視庁④	
	31	水	財務局など	総務局③	警視庁⑤	

講 評

平成24年10月